

## 島根県商業・サービス業県外展開支援補助金交付要綱

制定 令和3年4月1日  
改正 令和5年3月22日

### (通 則)

第1条 島根県商業・サービス業県外展開支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）（以下「適正化法施行令」という。）及び補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）（以下「規則」という。）によるほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助目的)

第2条 本補助金は、商業・サービス業の事業者が、県外の大消費地など新たな市場の開拓を目指す挑戦的な取組に係る経費の一部を補助することにより、県内事業所の雇用の維持・拡大又は付加価値の向上を図り、もって地域経済の発展に寄与することを目的とする。

### (定 義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商業・サービス業 日本標準産業分類（平成25年10月改定）に掲げる産業のうち、別表1に定める産業分類に属する事業を行う者であって、島根県内に主たる事業所を有する者をいう。
- (2) 事業者 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第1号に掲げる者であって、島根県内に主たる事業所を有する者及び中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に掲げる者であって、島根県内に主たる事業所を有する者をいう
- (3) 中小企業者 中小企業支援法第2条第1項に掲げる者であって、島根県内に主たる事業所を有する者をいう。

### (補助対象経費及び補助対象期間)

第4条 補助対象経費、補助率、補助上限及び補助下限は、別表2のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税は補助対象経費から除くものとする。

- 2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助事業の補助対象期間は、補助金の交付を受けようとする年度の2月末日までとする。

(補助事業者の要件)

第5条 事業を実施しようとする事業者は、次の共通要件の全て及び個別要件を満たす商業・サービス業の事業者とする。

(1) 共通要件

- ア 県内で1年以上支援対象業種を営んでいること。
- イ 県内で5人以上の雇用があること。
- ウ 島根県税の滞納がないこと。
- エ 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）ではないこと。
- オ 法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下「暴力団員」という。）ではないこと、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている事業者でないこと。
- カ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていないこと。
- キ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと。
- ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に批判すべき関係を有していないこと。
- ケ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業者でないこと。
- コ 日本標準産業分類大分類における農業、林業及び漁業を行う事業者でないこと。
- サ 競輪・競馬等の競走場を行う事業者でないこと。
- シ 競輪・競馬等の競技団を行う事業者でないこと。
- ス 芸ぎ業（置屋、検番を除く。）を行う事業者でないこと。
- セ 娯楽に付帯するサービス業のうち、場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業を行う事業者でないこと。
- ソ 宗教、政治・経済・文化団体を行う事業者でないこと。
- タ 公序良俗に問題のある事業又は公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業でないこと。
- チ 事業が、国又は県の他の補助金等を活用する事業でないこと。

## (2) 個別要件

ア 事前調査事業を実施しようとする事業者は、新たに県外での事業展開を行う中小企業者であり、みなし大企業（発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合を除く。以下同じ。）が所有している中小企業者、発行済株式の総数若しくは出資価格の総額3分の2以上を大企業が所有している中小企業者又は大企業の役員若しくは職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者をいう。）でないこと。

### （補助金交付の申請）

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて別に定める期日までに、県に申請しなければならない。

### （補助金交付の決定）

第7条 県は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助事業者へ交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）を補助事業者に送付するものとする。

2 県は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

### （申請の取下げ）

第8条 補助事業者は、交付決定の内容又は条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定通知書を受けた日から10日以内に県へ補助金交付申請の取下げ（様式第3号）を申請することができる。

### （補助事業の経理等）

第9条 補助事業者は、補助事業に関する収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を備え付け、これを補助事業の完了又は廃止した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

### （補助事業の内容及び経費の変更の承認等）

第10条 補助事業者は、補助事業の内容又は対象経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ県へ補助事業の変更申請書（様式第4号）を申請し、その承認を受けなければならない。ただし、別表3に定める軽微な変更についてはこの限りではない。

2 県は前項の申請があったときは、当該申請の内容を確認し、補助事業者へ承認可否の回答（様式第5号）を通知する。

(補助事業の中止又は廃止)

- 第11条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止をしようとするときは、あらかじめ補助事業の中止（廃止）申請書（様式第6号）により、県の承認を受けなければならぬ。
- 2 県は前項の申請があったときは、当該申請の内容を確認し、補助事業者へ承認の可否の回答（様式第7号）を通知する。

(遂行状況報告)

- 第12条 補助事業者は、9月30日現在における補助事業の遂行状況について、遂行状況報告書（様式第8号）によって、県へ10月15日までに報告しなければならない。ただし、9月30日までに事業が完了した者は除く。

(実績報告)

- 第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了日から起算して30日を経過する日又は補助対象期間の末日のいずれか早い日までに実績報告書（様式9号）を県へ提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第14条 県は、前条の報告を受けたときは、速やかに検査を実施し、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定し、補助金の支払いを行うものとする。

(補助金の交付決定の取消)

- 第15条 県は第10条の規定に基づく申請を受けたとき、第11条の規定に基づく申請を受けたとき又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条の補助金交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、要綱又は法令若しくは要綱に基づく処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(財産の管理及び処分)

- 第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（取得価格が50万円以上又は効用の増加価格が50万円以上の機械、器具、備品その他の財産に限る。以下「取得財産等」という。）について、補助事業の完了後も、取得財産等管理台帳（様式第10号）を整え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者

の注意をもって管理しなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等を処分しようとするとき又は他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、若しくは債務の担保に供しようとするときは、県へ処分承認申請書（様式第11号）を申請し、承認を受けなければならぬ。
- 3 県は、前項の申請があったときは、内容を審査の上、当該取得財産の処分承認適否の回答（様式第12号）を補助事業者へ通知するものとする。
- 4 補助事業者は、前項の規定の承認を受け、取得財産等を処分することによって、収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることがある。ただし、当該取得財産が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の定める耐用年数を経過している場合を除く。

（産業財産権等に関する届出）

第17条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、意匠権、商標権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業期間内に出願若しくは取得した場合又はそれを譲渡し、もしくは実施権等を設定した場合には、遅滞なくその旨記載した様式第13号による「産業財産権等取得等届出書」を県に提出しなければならない。

（収益納付）

第18条 県は、補助事業者が行う補助事業の実施期間内に、補助事業の実施結果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他補助事業の実施により収益が生じたと認めたときは、補助事業者に対して交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

商業・サービス業

日本標準産業分類
大分類 G. 情報通信業
大分類 H. 運輸業、郵便業
大分類 I. 卸売業、小売業
大分類 J. 金融業、保険業のうち
・ 中分類 67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
大分類 K. 不動産業、物品賃貸業
大分類 L. 学術研究、専門・技術サービス業
大分類 M. 宿泊業、飲食サービス業
大分類 N. 生活関連サービス業、娯楽業
大分類 O. 教育、学習支援業のうち
・ 中分類 82 その他の教育、学習支援業
大分類 P. 医療、福祉のうち
・ 小分類 835 療術業
・ 中分類 85 社会保険・社会福祉・介護事業
大分類 Q. 複合サービス事業のうち
・ 中分類 86 協同組合（他に分類されないもの）
大分類 R. サービス業（他に分類されないもの）のうち
・ 中分類 88 廃棄物処理業
・ 中分類 89 自動車整備業
・ 中分類 90 機械等修理業（別掲を除く）
・ 中分類 91 職業紹介・労働者派遣業
・ 中分類 92 その他の事業サービス業
・ 中分類 95 その他のサービス業

別表2（第4条関係）

## 補助対象経費

事業区分	補助対象経費	補助率	補助上限 (補助下限)
①事前調査事業	【市場調査、物件情報調査、店舗出店計画の策定に係る経費】 資料購入費、印刷製本費、通信運搬費、借損料、消耗品費、展示会出展経費、雑役務費、旅費、謝金、外注委託費	1/2 以内	500千円 (100千円)
②システム構築事業	【県内本社と県外店舗等を結ぶ、各種運営・管理システムの整備、強化に係る経費】 人事、経理、商品管理、在庫管理等のシステム構築又は改修費、システム関連機器の購入費又はリース費	1/2 以内 (ただし、大企業は1/4 以内)	3,000千円 (100千円)
③市場開拓モデル事業	【県外での新市場の獲得を図る、新規性のあるモデル的な取組実施に係る経費】 備品購入費、広報費、産業財産権取得費、資料購入費、印刷製本費、通信運搬費、借損料、消耗品費、展示会出展経費、雑役務費、旅費、謝金、外注委託費	1/2 以内 (ただし、大企業は1/4 以内)	3,000千円 (100千円)
事業の併用は可とする。ただし、②と③の事業の1事業者あたりの補助上限は5,000千円とする。			

別表3（第10条関係）

## 補助事業の軽微な変更

変更事由	軽微な変更に該当する場合
内容の変更	・補助事業の目的に変更をもたらすものではなく、より能率的な補助目的の達成に資すると考えられるとき ・補助目的及び事業能率に關係がない事業計画の細部の変更であるとき
経費の変更	・同一事業区分の中に配分された補助対象経費の額の20パーセント以内の流用増減であるとき